

慶明保育園利用契約書

富士市認可小規模保育事業所慶明保育園と支給認定子ども及びその支給認定保護者は、保護者が慶明保育園を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1, 慶明保育園は、保護者に対して既に発行されている支給認定書の内容を確認した上で、特定地域型保育を保護者等に提供することとする。
- 2, 保護者等は、慶明保育園が説明した運営規定その他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務【利用者負担その他の支払いを含む】を履行することとする。
- 3, この契約の有効期限は、令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日までとする。
- 4, 慶明保育園は、本契約に係る内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意をえることとする。

上記の内容を証するため、本書を2通作成し、慶明保育園と保護者等の双方が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日
静岡県富士市瓜島町 198-1
慶明保育園
田村貞子

令和 年 月 日

認定保護者氏名 _____ 印